

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

神戸町長

## 公表日

令和6年12月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法に基づき税を賦課徴収している。また、課税に必要な調査、及び課税総額と明細の確定を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>【町県民税】</p> <p>①町県民税の賦課徴収に関する事務            ②町県民税の減免に関する事務            ③徴税者の宛名情報の特定や突合を行う事務            ④証明発行事務</p> <p>【固定資産税】</p> <p>①固定資産税の賦課徴収に関する事務            ②固定資産税の減免に関する事務            ③納税者の宛名情報の特定や突合を行う事務            ④証明発行事務</p> <p>【軽自動車税】</p> <p>①軽自動車税の賦課徴収に関する事務            ②軽自動車税の減免に関する事務            ③納税者の宛名情報の特定や突合を行う事務            ④証明発行事務</p> <p>中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会・提供等の業務を行う。</p>
③システムの名称	総合行政システム(町県民税、固定資産税、軽自動車税、宛名管理)、住民税申告受付支援システム、eLTAX(審査システム、国税連携データ受信システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
町県民税システムファイル、固定資産税システムファイル、軽自動車税システムファイル、口座システムファイル、宛名管理システムファイル、納税管理人システムファイル、電子申告審査(eLTAX)システムファイル、国税連携(eLTAX)システムファイル、課税資料ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>◎行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、第9条第3項、第19条第9号、別表第一 16の項</p> <p>◎行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>◎「令和5年 番号法等一部改正」に伴い、番号法第19条第8号の別表第二は削除された。</p> <p>◎番号法第19条第8号に基づく主務省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第2条の表第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p> <p>【情報照会】</p> <p>◎番号法第19条第8号に基づく主務省令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ○ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで、情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、職員研修の中でも情報セキュリティの研修を行っている。これらの対策を実施しているため。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 石原 誠	税務課長 竹中明彦	事後	
平成29年4月1日	I-4-② 法令上の根拠		情報提供別表第2に38、85-2の追加 別表第2主務省令に24、26-3、59-2、59	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 竹中明彦	税務課長 佐藤森行	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 佐藤森行	税務課長	事後	
令和3年10月1日	II 1. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	II 2. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	I 3. 法令上の根拠	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和3年10月1日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 ◎番号法第19条第7号(特定個人情報の提供)	【情報提供】 ◎番号法第19条第8号(特定個人情報の提供)	事後	
令和5年7月1日	I-1-③	・地方税法に基づき税を賦課徴収している。また、課税に必要な調査、及び、課税総額と明細	総合行政システム(町県民税、固定資産税、軽自動車税、宛名管理)、住民税申告受付支援シ	事後	訂正
令和5年7月1日	I-2	町県民税システムファイル、固定資産税システムファイル、軽自動車税システム、宛名ファイル	町県民税システムファイル、固定資産税システムファイル、軽自動車税システムファイル、口座	事後	システム追加
令和5年7月1日	I-4-②	【情報提供】 ◎番号法第19条第8号(特定個人情報の提供)	【情報提供】 ◎番号法第19条第8号、別表第二の第3欄(情	事後	法改正に伴う変更
令和5年7月1日	I-5-①	税務課	総務部 税務課	事後	訂正
令和5年7月1日	II-1	令和3年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和5年7月1日	II-2	令和3年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	表紙-個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	権利利益の保護に取り込んでいる	権利利益の保護に取り組んでいる	事後	
令和6年11月1日	表紙-公表日	令和5年7月14日	令和6年11月1日	事後	
令和6年11月1日	I 4. ②法令上の根拠	◎番号法第19条第8号、別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特	【情報提供】 ◎番号法第19条第8号、別表第二の第3欄(情	事後	法改正に伴う変更
令和6年11月1日	II-1対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年11月1日	II-1	令和5年7月1日	令和6年11月1日	事後	
令和6年11月1日	II-2	令和5年7月1日	令和6年11月1日	事後	
令和6年11月1日	II-11最も優先度が高いと考えられる対策		目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和6年11月1日	II-11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十		特に力を入れている	事後	
令和6年11月1日	II-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		情報提供ネットワークシステムで、情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要	事後	
令和6年11月1日	IV-1	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和6年11月1日	IV-2	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-3	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-4	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-5	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-6	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-7	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-10	特に力を入れている	十分である	事後	